

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

No.16 (優先度 C1)	
検討課題	多様な広報手段の活用（議会活動）
議会基本条例の条文	<p style="text-align: center;">（情報の公開及び説明責任）</p> <p>第19条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努め、説明責任を十分に果たすものとする。</p>
具体的な運用方法等	<p>1 広報手段</p> <p>(1) 区議会だよりの発行</p> <p>ア 招集議会や各定例議会のもようを掲載した区議会だよりを発行し（年間概ね5回）、区内の各施設や駅スタンド等での配布、新聞折込を行う。【現行】</p> <p>イ 新聞を購入していない区民等に対しては、希望者に戸別配布を実施するほか、区議会ホームページでも掲載する。【現行】</p> <p>ウ 紙面で使用する書体は、全ての読者に配慮するため、ユニバーサルデザインフォントを採用する。【新規】</p> <p>(2) 区議会ホームページ</p> <p>ア 区議会のあらまし、議員名簿、会議の結果・記録等の議会活動に関する情報発信を行う。【現行】</p> <p>イ 会派別の議員名簿については、氏名に加え、区議会事務局に届出のあった会派内の役職を掲載する。【新規】</p> <p>ウ 議会活動の公開の観点から、申合せ等を含む、墨田区議会関係例規集に掲載している規程は、全て公開する。【新規】</p> <p>(3) 映像配信</p> <p>本会議及び委員会（議会運営委員会を除く。）のもようをライブ又は録画で視聴することができるよう、映像配信を実施する。【現行】</p> <p>(4) ツイッター・フェイスブック</p> <p>定例議会等の開会、常任委員会・特別委員会の開会、議決結果等について、ツイッター・フェイスブックを活用して情報発信を行う。【現行】</p> <p>(5) 定例議会ポスター</p> <p>ア 各定例議会の議会期間の1週間前に議事室内及び庁舎内・区内各施設に掲示する。【現行】</p> <p>イ 議員については、希望者に対し、紙媒体又は電子媒体で配布する。【新規】</p> <p>2 その他</p> <p>本検討課題の協議の過程において、次の意見があった。これについては、検討課題No.9「区民等との意見交換会等の開催」及び検討課題No.19「区民等の参加及び意見反映の機会確保」に関係するものであることから、議会改革特別委員会において検討するよう申し送ることとする。</p> <p>【意見】</p> <p>若い世代に対し、ツイッター、フェイスブック、区議会ホームページを通じた情報が適切に伝わっているのか、高校生、大学生等と意見交換を行いたい。ただし、広報に関してだけでなく幅広く意見交換するため、高校生議会、若者議会等の開催について議論するべきである。</p>
その他	